第 263 回官民競争入札等監理委員会 官民競争入札等監理委員会運営規則第 3 条に基づく書面による議事結果

官民競争入札等監理委員会(以下、「本委員会」という。)に付議された次の事業について、本委員会運営規則第3条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より 異存はない旨回答を得たため、その旨、本委員会としての議決に代えることとした。

○評価(案)について

- (1) 「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会)に基づき、終了プロセスへの移行を了承することとし、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年 6 月 2 日 法律第 51 号)の対象から外し、今後実施府省等の責任において入札・契約を行うこととした事業。
 - 警察庁/警察総合捜査情報システム業務プログラムⅢ開発及び保守業務
 - 総務省/自治大学校施設の管理・運営等業務
 - ・法務省/法務省浦安総合センターの管理・運営業務
 - •(独) 労働政策研究 · 研修機構/労働大学校運営等業務
 - ・原子力規制委員会原子力規制庁/原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管 理業務
- (2) 引き続き民間競争入札を実施するとされた事業
 - 警察庁/警察総合捜査情報システム業務プログラム I 開発及び保守業務
 - 警察庁/警察総合捜査情報システム業務プログラムⅡ開発及び保守業務
 - 国立研究開発法人理化学研究所/実験動物飼育管理業務
- (3)令和6年以降に本事業が実施されないため、市場化テストを終了する事業
 - ・ 消費者庁/消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務

以上